

## 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例

議決 平成十三年十二月十七日

公布 平成十三年十二月二十一日

二十一世紀を迎えた今日、廃棄物の発生を抑制しながら、発生した廃棄物についても再資源化や循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくことが大きな課題となっている。

このため、県においては、廃棄物の発生抑制、循環的な利用や適正な処理を行うための各種施策を効果的に実施するとともに、県内処分場のひっ迫、豊島問題の発生や県民の廃棄物に対する意識の高まりから、県外廃棄物の搬入を原則として認めない政策をとってきたところである。

今後とも、廃棄物行政に対する時代の要請にこたえながら、これまでの政策を堅持しつつ、廃棄物の循環的な利用を図り、持続的発展が可能な資源循環型の社会の構築を推進するため、ここに、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、県外産業廃棄物の取扱いについて必要な事項を定めることにより、資源の有効利用と生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この条例において「県外産業廃棄物」とは、県外において生じた産業廃棄物をいう。

3 この条例において「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

### (事業者の責務)

第三条 県外産業廃棄物を県内で処理しようとする事業者は、県が実施する産業廃棄物に関する施策に協力するとともに、その処理に関して県民の理解を得るよう努めなければならない。

### (県の責務)

第四条 県は、県内における県外産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、県外産業廃棄物の循環的な利用が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事前協議)

- 第五条 循環事業者（産業廃棄物の循環的な利用を行う事業者をいう。以下同じ。）は、県内において県外産業廃棄物の循環的な利用を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
- 2 前項の規定による協議をしようとする者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。

(審査等)

- 第六条 知事は、前条第一項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る県外産業廃棄物の循環的な利用に関する計画（以下「循環利用計画」という。）が、規則で定める循環的な利用等に関する基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他規則で定める事項を記載した書面（以下「協議結果通知書」という。）を当該協議を行った者に交付するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による審査に当たっては、必要に応じ、関係市町長及び生活環境の保全について専門的な知識を有する者の意見を聴くものとする。

(変更協議等)

- 第七条 協議結果通知書の交付を受けた者（以下「循環利用協議者」という。）は、循環利用計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による協議をしようとする者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による協議を受けたときは、当該協議に係る循環利用計画が、前条第一項の基準に適合するものであるかどうかについて審査し、その審査結果その他規則で定める事項を記載した書面（以下「変更協議結果通知書」という。）を当該協議を行った者に交付するものとする。
- 4 前条第二項の規定は、前項の規定による審査について準用する。
- 5 循環利用協議者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(行為の制限)

- 第八条 循環事業者は、第六条第一項の規定による協議結果通知書の交付を受けなければ、県外産業廃棄物の循環的な利用を行ってはならない。
- 2 循環利用計画の内容の変更（前条第一項ただし書の軽微な変更を除く。）をしようとする循環利用協議者は、当該変更に係る同条第三項の規定による変更協議結果通知書の交付を受けなければ、当該変更に係る県外産業廃棄物の循環的な利用を行ってはならない。

(勧告及び公表)

第九条 知事は、循環事業者が前条第一項の規定に違反していると認めるとき、循環利用協議者が同条第二項の規定に違反していると認めるとき、又は循環利用協議者が協議結果通知書若しくは変更協議結果通知書に記載された内容と異なる県外産業廃棄物の循環的な利用その他の処理を行っているとき、これらの者に対し、当該県外産業廃棄物の循環的な利用その他の処理の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告)

第十条 循環利用協議者は、規則で定めるところにより、県外産業廃棄物の循環的な利用の状況を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(立入検査)

第十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、循環事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、県外産業廃棄物の循環的な利用の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(情報の公開)

第十二条 知事は、第五条第二項及び第七条第二項の協議書並びに第十条の報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該協議書及び報告書を公表するものとする。

2 循環利用協議者は、県外産業廃棄物の循環的な利用に関する情報の公開に努めなければならない。

(県外排出事業者の事前協議等)

第十三条 県外排出事業者(県外に事業場を有する事業者で当該事業場において産業廃棄物を生じさせるものをいう。以下同じ。)は、循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するために当該産業廃棄物を自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 第五条第二項、第六条から第九条まで及び前条の規定は、県外排出事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な読替は、規則で定め

る。

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項又は第二項の規定に違反して県外産業廃棄物の循環的な利用を行った者
- 二 第十条の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第十六条 第十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。